

奥州市監査委員告示第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により行った定期監査の結果を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成27年2月23日

奥州市監査委員 及川新太

奥州市監査委員 松本富二朗

奥州市監査委員 佐藤邦夫

1 監査の概要

(1) 監査の実施期間

予備監査 平成26年11月17日から11月20日まで

本監査 平成26年11月21日

(2) 監査の対象とした部課等名

健康福祉部

福祉課、子ども・家庭課、長寿社会課、健康増進課、各総合支所健康福祉課及び胆沢総合支所市民環境課（国保係）

(3) 監査の対象とした事項及び範囲

平成26年度（平成26年4月1日から平成26年9月30日まで）における財務等に関する事務の執行。なお、一部平成25年度分についても対象とした。

(4) 監査の目的及び着眼点

財務に関する事務が、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として、奥州市監査基準に定める監査の着眼点を基に、監査に必要な資料、諸帳簿等の提出を求め、これを照合、確認等するとともに、必要に応じて関係職員等の説明を聴取しながら実施した。

2 監査の結果

部課等（機関）名	監査の結果
福祉課	財務等に関する事務について、おおむね良好に執行されていたと認められた。
子ども・家庭課	財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。
長寿社会課	財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。
健康増進課	財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。
江刺総合支所健康福祉課	財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。
前沢総合支所健康福祉課	財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。

部課等（機関）名	監査の結果
胆沢総合支所健康福祉課	財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。
衣川総合支所健康福祉課	財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。
胆沢総合支所市民環境課 (国保係)	財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。

事務処理上留意すべき事項のうち、軽易なものについては、監査執行過程においてその都度関係職員に改善を求めた。

なお、次の部課等について、留意改善を要する事項は次のとおりである。

福祉課

契約事務において、契約書の内容に不備があるものが10件、契約金額の根拠が不明確なものが5件あるなど、適切さを欠く事務処理が見受けられたので、関係例規を遵守のうえ、改善されたい。